

伊豆の国市耐震改修促進計画

平成 20 年 2 月 策定

令和 3 年 4 月 変更

伊豆の国市

目 次

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	－ 1
(1)想定される地震の規模、想定される被害の状況	2
(2)耐震化の現状と目標設定	3
(3)公共建築物の耐震化の目標設定	5
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	－ 6
(1)耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(2)耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(3)安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	8
(4)地震時の総合的な安全対策	8
(5)優先的に着手すべき建築物等の設定	9
(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定	9
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	－10
(1)ハザードマップの作成・公表	11
(2)相談体制の整備・情報の充実	11
(3)パンフレット等の作成とその活用	11
(4)リフォームにあわせた耐震改修の誘導	11
(5)自治会等との連携	11
(6)ダイレクトメール、戸別訪問の実施	12
4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	－13
(1)本計画の計画期間	14
(2)その他（今後取り組むべき事項）	14

資料編

伊豆の国市耐震改修促進計画

伊豆の国市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況（静岡県第4次地震被害想定）

ア 地震の規模

（レベル1）マグニチュード8.0程度（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）マグニチュード9.0程度（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

イ 死者数、地震動等による建築物の全壊・焼失棟数

（レベル1）死者数 0人、全壊・焼失棟数 約200棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）死者数 約10人、全壊・焼失棟数 約300棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

…耐震化率の目標 95%（令和7年度末）

イ 多数の者が利用する特定建築物*

…耐震化率の目標 95%（令和7年度末）

・公共建築物と災害時の拠点となる建築物の耐震化率の目標…100%

・民間建築物の耐震化率の目標 … 93%

以上を達成するため、建築物の用途ごとの耐震化率の目標を下表のとおりとする。

（単位：％）

建築物用途		耐震化率	計画策定時	現状	目標 (令和7年度末)
住宅			74.3 (H20年)	83.8 (H30年)	95
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)			86.0 (H20年度末)	92.1 (H31年度末)	95
		公共	79.4	93.9	100
		民間	88.4	91.5	93
災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等		84.1	96.2	100
			77.1	94.1	100
			85.7	100	100
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		77.1	82.4	82
			85.7	85.7	100
			76.2	82.1	80
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等		93.8	96.0	96
			87.5	100	100
			94.4	95.7	95

※本計画において、特定建築物とは、法14条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このように我が国では、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にある。

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、1人でも多くの市民の生命を守るため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

想定される地震の規模及び被害の状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として平成25年に県が策定した「静岡県第4次地震被害想定」の結果とする。

表 1-1 想定される地震の規模

区分	内容	
レベル1の地震	本市がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7程度)	大正型関東地震 (マグニチュード8.0程度)
レベル2の地震	内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度)

表 1-1-2 想定される地震

① レベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約200棟（うち地震動・液状化 約160棟） *冬・夕方、地震予知なしの場合
人的被害	死者数 なし *冬・夕方、早期避難率低、地震予知なしの場合

② レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約300棟（うち地震動・液状化 約300棟） *東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合
人的被害	死者数 約10人 *東側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

③ 相模トラフ沿いで発生する地震 レベル2の地震（元禄型関東地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約600棟（うち地震動・液状化 約500棟） *冬・夕方の場合
人的被害	死者数 約10人 *冬・深夜、早期避難率低の場合

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

「平成 30 年の住宅・土地統計調査（総務省調査）によると、本市の住宅の耐震化の状況は、表 1-2 のとおり、居住世帯のある住宅約 18,481 戸のうち、耐震性のある住宅は約 15,494 戸で、耐震化率 83.8%となり、計画策定時（平成 15 年の同調査）の耐震化率 69.0%から 14.8%向上した。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに早期避難が可能となることにより、市民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き促進する必要がある。

本市では「静岡県第 4 次地震被害想定」において推計された被害をできる限り軽減するため、平成 25 年に建物被害、火災、山・がけ崩れ等に対する主要な行動目標を定めた「伊豆の国市地震対策アクションプログラム 2013（以下「AP2013」という。）」を策定している。その減災目標に向けて、住宅の耐震化率は、5 年後（令和 7 年度末）までに 95%を目標とする。

表 1-2 住宅の耐震化の現状と目標（平成 30 年の住宅・土地統計調査 基準日 10 月 1 日）（単位：戸）

区分	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (平成 25 年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (令和 7 年度末)
		うち耐震性有③				
木造	9,553	3,958	13,511	10,604	78.5%	-
		1,051				
非木造	4,749	221	4,970	4,890	98.4%	-
		141				
合計	14,302	4,179	18,481	15,494	83.8%	95%
		1,192				

本市では、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により住宅・建築物の耐震化を促進しており、住宅の耐震化の実績は、表 1-3 のとおりである。

表 1-3 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績（単位：件）

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	1,275	18	19	15	6	3	1,336
木造住宅耐震補強事業(補強計画)	144	12	10	6	1	5	178
木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修)	138	8	10	6	1	5	168
建築物等耐震診断事業 (非木造住宅の耐震診断)	0	0	0	0	0	0	0
建築物補強計画策定事業(補強計画)	1	0	0	0	0	0	1

イ 多数の者が利用する特定建築物

「特定建築物の耐震化に係る実態調査（県建築安全推進課調査）」の結果によると、表 1-4 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の令和元年度末時点の耐震化率は 92.1%となり、計画策定時（平成 19 年 3 月末）の耐震化率 86.0%から 6.1%向上した。

特定建築物の耐震化の現状は、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 56 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 42 棟（耐震診断未実施 16 棟）で耐震診断実施率は 75% である。

耐震診断の結果、耐震性なしは 34 棟、うち耐震改修実施済みのものは 27 棟、未改修のものは 7 棟である。

想定される巨大地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、A P 2013 を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、5 年後（令和 7 年度末）までに 95% とすることを目標とする。

表 1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）（令和元年 3 月末）

区 分	昭和 56 年 6 月以降 の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (平成 26 年度末) ⑤/④	耐震化率 の目標 (令和 7 年度末)
		うち 耐震性有③				
多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号)	198	56	254	234	92.1%	95%
		36				

また、表 1-5 のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分して、区分ごと及び公共建築物と民間建築物ごとに耐震化率の目標を設定する。なお、公共建築物及び災害時の拠点となる建築物については 100%、民間建築物については 93% を目標とする。

表 1-5 用途別の特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標（単位：棟、%）（令和元年 3 月末）

多数の者が利用する 特定建築物 (法 14 条第 1 項)		昭和 56 年 6 月以降の 建築物①	昭和 56 年 5 月以前の 建築物②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (平成 26 年度末) (④/③)	耐震化率 の目標 (平成 32 年度末)
用途							
災害時の 拠点とな る建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、診療所、 老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	55	24	79	76	96.2%	100%
	公共	28	23	51	48	94.1%	100%
	民間	27	1	28	28	100%	100%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、 映画館、遊技場、美術館、博物館、 銀行等	58	16	74	61	82.4%	88%
	公共	6	1	7	6	85.7%	100%
	民間	52	15	67	55	82.1%	87%
特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄 宿舍、下宿、事務所、工場等	85	16	101	97	96.0%	100%
	公共	6	2	8	8	100%	100%
	民間	79	14	93	89	95.7%	100%
計		198	56	254	234	92.1%	95%
	公共	40	26	66	62	93.9%	100%
	民間	158	30	188	172	91.5%	93%

※本計画において特定建築物とは、法第 14 条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。

なお、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業における建築物の耐震化の実績は、表1-6のとおりである。

表1-6 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績 (単位：件)

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
建築物等耐震診断事業 (建築物の耐震診断)	22	0	0	1	1	0	22
建築物補強計画事業 (補強計画)	1	0	0	0	1	0	1
建築物耐震化助成事業 (耐震改修)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 公共建築物の耐震化の目標設定

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むことが求められている。

本市では、県とともに学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と耐震化計画を策定することにより、積極的に耐震化の促進に取り組んでいる。

市が所有する公共建築物（以下「市有建築物」という。）については、耐震性能に係るリストを平成19年3月に公表し、耐震性が不足する市有建築物について計画的に耐震化を進めるため、耐震化の実施方法等を定めた耐震化計画を平成20年2月に策定している。

平成27年4月1日現在、市有建築物の耐震化率は76.4%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）である（表1-7）。東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性が劣るランクⅢの建築物及び未診断建築物、計24棟については、施設の状況に応じて移転、解体、建替等を実施していく。

表1-7 市有建築物の耐震性能（平成27年4月1日現在） (棟)

建築物の用途※1	東海地震に対する耐震性能を表わすランク※2					未診断	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ			
	新基準 S56.5 以降の 建築物	旧基準 Ia Ib					
(1) 災害時の拠点となる建築物	39	6	4	16	0	0	65
(2) 多数の者が利用する建築物	41	0	1	0	0	0	42
(3) 市営住宅	10	0	1	0	3	0	14
(4) その他の主要な建築物	7	1	0	0	0	3	11
計	97	7	6	16	3	3	131
構成割合	74.0%	5.3%	4.5%	12.21%	2.0%	2.0%	100.0%
東海地震に対する耐震化率※3	83.8%						
(参考) 建築基準法上の耐震化率※4	96.0%						

※1、2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表わすランク（Ⅰ～Ⅲ）及び建築物の用途[(1)～(4)]の内容については、資料編参照（p.15）

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市及び県は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていく。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等
- イ 耐震改修促進税制等
- ウ 住宅ローンの優遇制度

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- ア 専門技術者の養成と紹介体制の整備
- イ 市民向け普及啓発

(4) 地震時の総合的な安全対策

- ア 建築物以外の事前の対策
- イ 地震発生時の対応

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第6条第3項第2号の規定に基づき耐震化の努力義務を課す道路を下表のとおり指定する。

地域防災計画の位置付け	道路の種類	法第6条第3項第2号の規定による指定(耐震化の努力義務)
県の地域防災計画	緊急輸送路	第1次～第3次の緊急輸送路
伊豆の国市地域防災計画	幹線避難路	伊豆の国市耐震改修促進計画
	避難路	

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市及び県は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。さらに、耐震化に向けて積極的に取り組むため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定する。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

ア プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表 2-1 のとおり、県とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。

特に、平成 25 年の法改正により耐震診断が義務付けとなった建築物（法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。））については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められていることから、重点的な措置を講じる。

イ 耐震改修促進税制

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

(ア) 住宅

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで)
特例 期間	令和 3 年 12 月 31 日までに耐震補強を実施	令和 4 年 12 月 31 日までに耐震補強が完了 (28 年度予算で 3 年延長を要求中)

(イ) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2 年間 1/2）を講ずる。

ウ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

市は、当該制度の対象となる所有者等に対し制度を啓発するものとする。

表 2-1 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等の概要 (平成 28 年 4 月現在)

区分	【事業名】概要	対象建築物	補助率			
			国	県	市	
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和 56 年 5 月以前	1/2	3/8	1/8
	補強計画 補強工事	【木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型)】 補強計画の策定・耐震補強工事に対する助成 高齢者のみ世帯等には割増助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満 を 1.0 以上に (0.3 ポイント以上向上)	30 万円	30 万円	40 万円
		高い耐震性を確保する耐震改修工事への 割増助成	耐震評点 0.7 未満 を 1.2 以上に向上 ほか		10 万円	10 万円
建築物等	耐震診断	【建築物等耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	補強計画	【建築物補強計画策定事業】 補強計画の策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 一定の規模・用途に限	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【建築物耐震補強助成事業】 耐震診断義務付け対象建築物の耐震補強工 事・建替えに対する助成	昭和 56 年 5 月以前 一定の規模・用途に限	11.5%	5.75%	5.75%
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する助成	危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
	改善	【ブロック塀等改善事業】 改善に対する助成	避難地、避難路及 び緊急輸送路に面 する危険なブロッ ク塀		1/4	1/4
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 移転に要する費用への助成	災害危険区域内等 の 危険住宅	1/2	1/4	1/4

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家及び事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

ア 専門技術者の養成と紹介体制の整備

県は、建築士等を対象とした講習会を開催し、耐震診断及び耐震改修に係る相談等を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。市は「静岡県耐震診断補強相談士」の登録者の名簿を窓口に配備し、住民の閲覧に供する。

イ 市民向け普及啓発

市民に向け、窓口及びホームページ、メール、電話で耐震相談の受付を実施する。また、総合防災訓練及び「建築物防災週間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

東日本大震災における被害を踏まえ、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。

このため、市では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き指導していく。

また、度重なるエレベーター事故の発生や東日本大震災における被害等を踏まえ、平成 21 年

9月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

県では、既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強装置）を進めるため、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編イ-16-（12）及びロ-16-（12）の4. 事業要件の第8項第一号ホの規定に基づき、既設エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として静岡県全体を指定している。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止する応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、市及び県は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調べて判定を行う被災区分度判定により、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針」（財）日本建築防災協会）及び平成18年度策定した「木造住宅の応急修理マニュアル」（静岡県）をもとに被災建築物の応急復旧を行う。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 建築物の耐震化を優先的に着手すべき建築物

- ①地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- ②耐震改修促進法で定める特定建築物
- ③文化財である建築物及び文化財が収蔵されている建築物
- ④旧建築基準法で建築された市営住宅及び一般住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域

- ・静岡県地震対策推進条例第15条第4項に規定する緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・木造住宅が密集している（例えば、木造住宅密度30棟/ha以上となる）地区

(6) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路や避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担うため重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

市では、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第6条第3項第2号の規定に基づき建築物の所有者等に耐震化の努力義務を課す道路として、地域防災計画に位置付けられた避難路を指定する。

表 2-2 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地域防災計画の位置付け	道路の種類	法第6条第3項第2号の規定による指定（耐震化の努力義務）
県の地域防災計画	緊急輸送路	第1次～第3次の緊急輸送路
伊豆の国市地域防災計画	幹線避難路	伊豆の国市耐震改修促進計画
	避難路	

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む。

(1) ハザードマップの作成・公表

県は、第4次地震被害想定に係るハザードマップを作成し、静岡県統合基盤地理情報システムにより県のホームページで公開

市は、ハザードマップを作成し市民に配布するとともに、市のホームページに掲載

(2) 相談体制の整備・情報の充実

市の防災担当及び建築課に相談窓口を設置

(3) パンフレットの作成とその活用

各種パンフレットを作成と、各種行事やイベント時における周知・啓発活動

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

(5) 自治会との連携

自主防災組織と連携し啓発活動する。

(6) ダイレクトメール、戸別訪問の実施

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る必要がある。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」等の不安に対応するため、県と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する。

(1) ハザードマップの作成・公表

県では、「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報を「ハザードマップ（加速度分布、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として県のホームページで「静岡県統合基盤地図情報システム」(<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>)により公開している。

市は、「防災マップ」及び「地震防災マップ」を市内各世帯に配布するとともに、市ホームページに掲載している。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

市は、防災担当課を相談窓口として木造住宅のわが家の専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は県土木事務所、家具の固定については県東部危機管理局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携をとって対応する。

(3) パンフレット等の作成とその活用

市は、市の広報誌「いずのくに」やホームページにより、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』や耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」等を配布している。

また、「建築物防災週間」や「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断や耐震改修等の必要性についての周知を図っている。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

浴室、トイレ、台所等の設備機器、バリアフリーや省エネ等のリフォームに併せて耐震改修を行うと、別々に行う場合に比べて、コスト、手間、使い勝手等の面で多くのメリットがあることから、市は、商工会、国、県は各種リフォーム工事に対する支援に努めていく。

(5) 自治会との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、自治会単位ごとに51の自主防災組織があり、市と連携した活動を継続的に行っている。

また、自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の普及啓発を図り、必要に応じて、起震車の手配、操作、説明等の支援を行う。

(6) ダイレクトメール、戸別訪問（個別訪問）の実施

木造住宅の耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを実施している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、市は県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

(1) 本計画の計画期間

令和3年度から7年度までの5年間

(2) その他（今後取り組むべき事項）

ア 住宅における避難空間の確保

イ 避難路沿道建築物の耐震化への対策

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。
また、耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

(2) その他（今後取り組むべき事項）

ア 住宅における避難空間の確保

「静岡県第 4 次地震被害想定」を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、最低限、居住スペースにおいて地震の揺れに対する避難空間を確保しておくことが必要である。

イ 避難路沿道建築物の耐震化への対策

巨大地震による甚大な被害の影響を軽減するには、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じることも重要であり、道路ネットワークの強化を図る必要がある。

特に、市や県の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路や避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要であることから、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の所有者等に、耐震化の実施を進めていく。

資料 伊豆の国市が所有する公共建築物の耐震性能に係る資料

1 市有建築物の耐震性能の判定方法

(1) 旧基準の建築物

静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度）により判定した。

耐震診断（※）で算出する構造判定指標（ I_s 値）と静岡県が独自に策定した目標値（ E_t 値）との比率（ I_s 値/ E_t 値）で耐震性能を判定した。

（※）（財）日本建築防災協会「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」による。

(2) 新基準の建築物

静岡県構造設計指針・同解説（平成 14 年版）により判定した。

本指針・同解説に定める用途係数（ I ）で耐震性能を判定した。

2 市有建築物の耐震性能ランク付け

各ランク別の耐震性能と判断基準は表 1 のとおりである。

旧基準の建築物は 4 段階の I a、I b、II、III にランク分けし、新基準の建築物は I（I b 以上）にランク分けした。

東海地震に対して耐震性能を有するランク I の建築物は I a 及び I b です。

また、建築基準法で耐震性能を有するとされる建築物は、I a、I b 及び II です。

表 1 各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		備考欄	建物の構造	伊豆の国市の耐震判定基準	
					旧基準の建築物	新基準の建築物 (用途係数 = I)
I	I a	耐震性能が優れている建築物 軽微な被害にとどまり、地震 後も建物を継続して使用でき る。	災害時の 拠点とな りうる施 設	RC S SRC CB	$I_s/E_t \geq 1.25$	I = 1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
I	I b	耐震性能が良い建築物 倒壊する危険性はないが、あ る程度の被害を受けることが 想定される。	建物の継 続使用の 可否は、被 災建築物 応急危険 度判定士 の判定に よる	RC S SRC CB	$I_s/E_t \geq 1.0$	I = 1.0
				W	$1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	
II		耐震性能がやや劣る建築物 倒壊する危険性は低いが、か なりの被害を受けることも想 定される。		RC S SRC CB	$I_s/E_t < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	/
				W	$0.7 \leq$ 総合評点 < 1.0	
III		耐震性能が劣る建築物 倒壊する危険性があり、大き な被害を受けることが想定さ れる。		RC S SRC CB	$I_s/E_t < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	/
				W	総合評点 < 0.7	

用語説明

用 語	
耐震性能	建築物が所有する地震抵抗する能力
旧基準の建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧診断基準で建築された建築物
新基準の建築物	昭和 56 年 6 月 1 日以降の新診断基準で建築された建築物
建 築 物 の 構 造	
R C	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、市営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と、壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある。)
S	鉄骨造
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
C B	コンクリートブロック造
W	木造